

<主な補償内容とご注意事項>

お支払いする保険金の内容

1. 損害保険金

保険証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、次の算式によって算出された額をご契約金額(保険金額)を限度に損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{復旧費}^{(注1)} - \text{控除額}^{(注3)}) \times \frac{\text{ご契約金額(保険金額)}^{(注4)}}{\text{請負金額}^{(注5)}}$$

主な事故例

①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災 ⑤航空機の墜落・車両などの衝突 ⑥騒擾または労働争議に伴う暴力・破壊行為 ⑦盗難 ⑧作業上の過失、拙劣 ⑨地盤沈下 ⑩設計・施工の欠陥、工事中の欠陥による事故*	※⑩の事故例 ◆支柱の材質に欠陥のあることに気付かず施工し、支柱の材質の欠陥が原因で屋根が倒壊した。 この場合のように、欠陥を発見できず事故が発生した場合には、欠陥があった部分の損害も含めてお支払いの対象となります。ただし、事故が発生する前に欠陥を発見し、欠陥を取り除いたり、補強工事を行った場合の費用や、欠陥を放置したために事故が発生した場合の損害はお支払いの対象とはなりません。
--	---

- (注1) 損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事中の仮設材、工事中の仮設物、工事中の仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における価額とします。また、損害防止費用(注2)のうち日本興亜損保が承認した費用についても復旧費に含めるものとします。
- (注2) 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用をいいます。
- (注3) 保険証券記載の控除額をいいます。ただし、「主な事故例」①から③までの事故の場合は、控除額を適用しません。
- (注4) ご契約金額(保険金額)が請負金額を超える場合は、請負金額とします。
- (注5) 保険証券記載の工事にかかわる請負金額をいい、支給材料がある場合にはその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いたものとします。

2. 費用保険金

損害保険金の他、次の費用保険金をお支払いします。

費用保険金の種類	お支払いする保険金の内容	お支払いする費用保険金の額
1 臨時費用保険金	損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。	臨時に生ずる費用に対し、1事故につき100万円を限度に損害保険金の20%をお支払いします。
2 残存物取片づけ費用保険金		保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用の実費を損害保険金の6%を限度にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ◆ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ◆風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物が台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹その他の風災または雹災によって直接破損したために不測かつ突発的な事故が生じた場合を除きます。
- ◆寒気、霜、氷または雪によって生じた損害。ただし、雹によって生じた損害を除きます。
- ◆戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変によって生じた損害
- ◆官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ◆核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染されたものに起因する事故によって生じた損害、放射線照射・放射能汚染によって生じた損害
- ◆高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ、崖崩れによって生じた損害
- ◆残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ◆保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- ◆矢板・杭などの打込みまたは引抜きの際に生じた曲損、破損または引抜き不能の損害
- ◆保険の対象の性質、瑕疵またはその自然の消耗、劣化の損害
- ◆保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ◆湧水の止水または排水費用
- ◆保険料領収前に生じた事故による損害

保険料について

- 保険料は、工事現場の所在地、工事完成後の建物の構造、ご契約期間(保険期間)などによって異なります。
- ご契約時の保険料は、ご契約期間(保険期間)の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、料率改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

総括契約のおすすめ

年間多数の工事を請け負うお客様には、契約事務の手続きを簡素化し、あらかじめ取り決めた約定に基づき年間の工事を包括的にご契約の対象とする総括契約をご用意しています。

※総括契約の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

工事の安心保険「K・マスター」のおすすめ

年間売上高(消費税込み)が10億円以下で、工事業の売上高が全売上高の80%以上を占めるお客様には、工事に必要不可欠な補償内容をパッケージ化した保険「工事の安心保険「K・マスター」」をおすすめします。

※「工事の安心保険「K・マスター」」の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。**
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 取扱代理店**
●**最寄りの日本興亜損保【受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）】**
*ご連絡先は、ご契約後に郵送する保険証券に記載しています。
- 必ず事前にご相談ください。** 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**
- 保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。**

- このホームページは「建設工事保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約の手続きその他ご不明な点については取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- ご契約に際しては、ご契約時にお渡しする「重要事項説明書」を必ずお読みください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合、このホームページに記載された内容を被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。